

## 検査結果の提供にご協力ください！

国保特定健診の対象となる40～74歳の方で、通院先で採血検査を受けていたり、職場等で健診を受けていらっしゃる場合、必要な項目を満たしていれば「特定健診を受診している」とみなすことができます。

下記の検査項目をすべて満たしている場合には、ぜひ検査結果の提供にご協力ください。

## 特定健診を受けたとみなすために必要な検査項目

健診項目	★必要な検査項目★	
身体計測・血圧測定	身長・体重・腹囲・血圧	*検査結果の提供時に測定可能です。
血液検査・尿検査	血中脂質	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
	血糖	空腹時血糖、HbA1cの両方またはどちらか
	肝機能	AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP
	尿検査	尿蛋白、尿糖(※)

※尿検査を実施していない場合は、別途検査を行うこともできます。詳細は、保健センターへお問い合わせください。

<提出方法> ※令和6年度中(R6.4月～R7.3月)に受診した検査結果をご提供ください。

- ①検査結果がわかる書類を保健センター保健推進係までお持ちください。  
町の保健師がご自宅に訪問させていただいたり、電話をする等の方法で検査結果を確認させていただくことも可能です。
  - ②簡単な質問票をご記入ください。
- ➔必要な項目をすべて満たしていた場合には、特定健診を受診したとみなされます。  
※特定健診を受診したとみなされた場合には、今年度の受診券(黄色の紙)はご利用できません。ご注意ください。

上記の項目を満たしていない場合は、特定健診を受けましょう！！

通院しているけど、  
血液検査と尿検査は毎年必要なの？

通院で検査する項目は、治療されている病気の内容によって、どうしても偏ってしまうことがあります。  
一方で健診は、生活習慣病を予防するための幅広い検査項目が揃っており、**定期通院の際に受ける検査とは目的が全く別物**です。  
そのため、年に1度は必ず血液検査と尿検査を受け、生活習慣病の芽がないかチェックするのがおすすめです。

<お問い合わせ先>

池田町保健センター保健推進係 ☎572-2100(平日8:45～17:30)